平成２７年（フ）第４９５号
神奈川県厚木市三田565番地４花水木２―102
債務者　中島　　一
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４９８号
神奈川県平塚市西八幡３丁目11番10号　新井ハイツ102号
債務者　石川　孝史
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４０５号
神奈川県小田原市飯田岡216番地　レオパレスクレール若宮Ⅱ106、前住所神奈川県小田原市鬼柳600番地　花里市営住宅51号
債務者　櫻井　克哉
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４８７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1901番地の３
債務者　大城戸初枝
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２２９号
埼玉県深谷市岡2960番地１　ハッピーメゾンつばさＣ202号
債務者　谷田ヒトシこと　タニダ　デヘアス　マルコ　アントニオ　ヒトシ
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２３０号
埼玉県深谷市岡2960番地１　ハッピーメゾンつばさＣ202号
債務者　谷田デリアこと　タニダ　サラテ　デリア　ロサ
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０５号
山口県防府市仁井令町４番10―212号　マキシム仁井令、前住所山口県防府市大字大崎304番地の１　ガーデンプレイス大崎Ｃ棟101
債務者　佐々木雅之
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４６２６号
大阪府東大阪市稲葉３丁目14番28号　ステイツ稲葉101号
債務者　酒井　晃子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４００号
岡山市南区新保1009番地１西市市営住宅１号棟203号
債務者　一宮　義治
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０１号
岡山市南区新保1009番地１西市市営住宅１号棟203号
債務者　一宮　榮子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９８６４号
東京都足立区千住河原町29―８―207
債務者　佐々木末吉
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８６５号
東京都墨田区東駒形２丁目14―８
債務者　宇野木みゆき
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８８２号
東京都世田谷区玉川１丁目15―１―1303
債務者　遠藤　　拡
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９１９号
東京都三鷹市上連雀１丁目11―13―105
債務者　住岡　弘士
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９２５号
東京都大田区西蒲田５丁目10―13　山田荘２Ｆ１号
債務者　長澤　　勝
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部